

八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材を確保することによる子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることができるような体制の整備を目的に、幼稚園教諭免許状の取得又は更新を支援することとし、その実施にあたっては、「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」（平成27年5月21日文科科学省初等中等教育局長裁定）の別紙3「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事業の種類	事業内容	対象施設
(1) 保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に関する事業	次に掲げる要件の全てに該当する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した、大学等の受講料等の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。 ① 対象施設において1日6時間以上かつ月20日以上の勤務を行う者 ② 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって、幼稚園教諭免許状を有しない者 ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度の対象要件を満たす者 ④ 大学等において幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を修得し、幼稚園教諭免許状が授与された日から起算して1年を経過する日まで、継続して同一の対象施設に勤務する者	ア 幼保連携型認定こども園 イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園
(2) 保育士等として勤務する者の幼稚園教諭免許状更新に関する事業	次に掲げる要件の全てに該当する者が幼稚園教諭免許状を更新するために要した、更新講習施設の受講料等の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。 ① ア、イのいずれかを満たす者であること。 ア 幼保連携型認定こども園において1日6時間以上かつ月20日以上の勤務を行う者で、以下に該当する者 ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有している者 ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保	ア 幼保連携型認定こども園 イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園

	<p>育士資格の取得を予定している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有している者 <p>イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園において保育士として1日6時間以上かつ月20日以上勤務を行う者（保育所又は認定こども園の長を含む。）で、幼稚園教諭免許状を有している者であること。</p> <p>② 更新講習施設において幼稚園教諭免許状更新に必要な講習を全て受講し、更新講習修了確認証明書等の発行を受けた日から起算して1年を経過する日まで、継続して同一の対象施設に勤務する者</p>	
(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上に関する事業	<p>対象施設が同一年度の八戸市保育士資格取得推進事業費補助金交付要領に定める「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」による補助を受ける場合において、保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替雇上費の補助を、当該代替幼稚園教諭を雇用している施設に対して行う。</p>	<p>ア 幼保連携型認定こども園</p> <p>イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園</p>

(事業の対象外)

第3条 前条の表事業内容の欄各項に規定する受講者が、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業の貸付けや助成を受けている場合は、本事業の対象としない。

(事業実施計画)

第4条 本事業の適用を受けようとする者は、第2条の表事業の種類欄各項の区分に応じ、同表事業内容の欄各項の規定による受講の開始日の属する年度中に、幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された実施計画書の内容を確認し、当該計画書の内容が本事業に適合すると認めた場合には、幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書承認通知書（別記第2号様式）より、提出した者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の適用の日前に第2条の表事業内容の欄各項の規定による受講を開始した場合は、当該受講の開始日が平成28年4月1日以後であるときに限り本事業の対象とし、この場合における第4

条第1項の規定の適用については、同項中「年度」とあるのは「年度の翌年度」とする。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書

（あて先）八戸市長

法人名

代表者職氏名

①対象となる事業の種類			
②施設名（注1）			
③施設住所	（〒 - ）		電話（ ） -
④受講者氏名	フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日 （ 歳）
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受講開始日は、入学日又は受講許可を得た日のいずれか早い日）		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑧受講に要する費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑨雇用保険制度の教育訓練給付等、類似事業の貸付等の有無	雇用保険制度の教育訓練給付等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
⑩代替幼稚園教諭の氏名（注2）	フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日 （ 歳）
（備考）			

（注1） 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設の場合

移行予定時期が分かる資料（保護者会資料、理事会資料等）を添付してください。

（注2） 代替教諭を雇い上げる場合

ア 「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の受講者の代替幼稚園教諭の場合は、その実施計画書の写しを当該計画書に添付してください。なお、この場合、上記①～⑨の記載は不要です。

イ 本実施計画書の提出日までに「⑩代替幼稚園教諭」の氏名・生年月日に記入ができない場合は、「未定」と記載のうえ、備考欄に代替幼稚園教諭の確保策を具体的に記入してください。

ウ 備考欄に、代替幼稚園教諭の「雇上期間」及び「雇上日数」の見込みを記入してください。

第 号
年 月 日

様

八戸市長



幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書承認通知書

年 月 日をもって提出のあった幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書について、
下記のとおり本事業の対象として承認することに決定したので通知します。

記

1 対象となる事業の種類

2 施設名

3 受講者氏名

4 受講養成施設名

5 受講期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日

6 補助対象経費（予定額） 円